

多久市長 横尾俊彦から認可申請のあった多久市営土地改良事業（基盤整備促進）大坪中原地区の換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定したので、同条第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの換地計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、令和元年11月8日までに佐賀県佐賀中部農林事務所（郵便番号849-0925 佐賀市八丁畷町8番地1）に提出してください。

令和元年9月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 縦覧に供する書類

多久市営土地改良事業（基盤整備促進）大坪中原地区の換地計画書の写し

2 縦覧の期間

令和元年9月24日から令和元年10月24日まで

3 縦覧の場所

多久市役所